

重度心身障がい児(者)・高齢身体障がい者の 福祉医療制度のご案内

秋田市にお住まいの重度心身障がい児(者)・高齢身体障がい者の健康の保持と生活の安定を図るために、医療費(保険診療)の自己負担分を助成する制度です。

※公的医療保険に加入していないかた、生活保護を受給しているかたおよび他の制度により既に医療費助成を受けていて自己負担のないかたは、この制度での助成対象とはなりません。

1 対象となるかた

次に該当するかたは、申請により、医療費(保険診療)の自己負担分の助成を受けることができます。

(1) 重度心身障がい児(者)

- ・身体障害者手帳1～3級、療育手帳Aをお持ちのかた
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持し、自立支援医療(精神通院)の支給を認定されているかた

※社会保険の本人の場合は所得制限があります。

(2) 高齢身体障がい者

- ・身体障害者手帳4～6級をお持ちの65歳以上のかた

※社会保険の本人の場合は対象となりません。

※所得制限があります。

2 受給者証交付申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳(原本)または療育手帳(原本)
- ・精神障害者保健福祉手帳(原本)、自立支援医療(精神通院)受給者証(原本)
- ・加入している公的医療保険がわかるもの

3 福祉医療費受給者証について

- (1) 加入している公的医療保険がわかるものと一緒に使用してください。
- (2) 秋田県内の医療機関等においてのみ使用できます。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳により福祉医療費受給者証をお持ちのかたの精神病棟への入院費用は対象外です。
- (4) 健康保険が適用されないものは助成の対象外となります。
(例) ○自由診療にあたるもの(予防接種、健康診断、人間ドック、先進医療、美容整形等)
○入院時の食事代や個室代および日用品費等
○交通費や書類作成料(診断書等)
○介護保険が適用されるもの
- (5) 毎年8月1日が受給者証の更新日となります。
- (6) 受給者証の裏面に記載の注意事項もご確認ください。

4 福祉医療費の支給申請(医療費の自己負担分の払戻し)

- (1) 申請が必要なケース
- 県外の医療機関を受診し、自己負担分を支払ったとき
 - 医師の指示で治療用装具(コルセットなど)を作成したとき
- ※ 公的医療保険が適用された場合に限りです。
- (2) 申請に必要なもの
- ① 福祉医療費受給者証 ② 医療費の領収書(原本)
 - ③ 加入している公的医療保険がわかるもの
 - ④ 振込先がわかる通帳等
 - ⑤ 療養給付費証明書(社会保険加入者の場合のみ)
 - ⑥ 療養費支給決定通知書(治療用装具:社会保険加入者のみ)

5 届出が必要な場合について

- 加入している公的医療保険が変わったとき
- 氏名が変わったとき ○ 秋田市内で転居したとき
- 受給者証を紛失したとき ○ 生活保護を受けたとき
- 手帳を返還したとき

6 高額療養費の代理請求について

福祉医療で負担した医療費が、定められた限度額を超えた場合には、秋田市が被保険者に代わり、加入健康保険団体に対して高額療養費を請求することになります。

7 後期高齢者医療制度への早期加入について

一定の障がいがある65歳から74歳の方は、後期高齢医療課に申請し、秋田県後期高齢者医療広域連合の認定を受けることで後期高齢者医療制度に移行することができます。

詳しくは市民生活部後期高齢医療課(018-888-5638 市役所1階 柱番号1-3)までお問合せください。

福祉医療制度に関するお問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部 障がい福祉課 医療給付担当
直通 018-888-5663 FAX 018-888-5664

〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8番3号
秋田市保健所 健康管理課 精神保健・自殺対策担当
直通 018-883-1180 FAX 018-883-1158

※精神障がい者の新規、更新は、障がい福祉課と健康管理課のみとなります。
※精神障がい者のかたが駅東サービスセンターでできる手続は医療費の自己負担分の払戻しのみです。

| 各受付窓口 | 受付時間(平日のみ) |
|---|--------------|
| ○障がい福祉課 ○健康管理課 ○西部、北部、南部(御野場のみ)、 河辺、雄和の各市民サービスセンター | 8時30分～17時15分 |
| ○駅東サービスセンター(アルヴェ1階) | 9時～17時15分 |